

定 款

I - P E X 株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、I - P E X株式会社と称し、英文では I-PEX Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 精密金型の設計・製造・販売・輸出入
2. 精密電子部品、精密成形製品、精密組立製品および精密電気機器の設計・製造・販売・輸出入
3. 精密機械および精密自動機器の設計・製造・販売・輸出入
4. 自動車、航空機等の輸送用器械機器の部品および医療用機械器具ならびに蓄電池の設計・製造・販売・輸出入
5. 前各号に関連する部品ならびに製造機械および装置の設計・製造・販売・輸出入
6. 各種器械機器等の計測、耐久性・性能診断試験等ならびにデータ分析・解析に係るサービスの提供
7. コンピューターソフトウェアの企画・開発・制作・販売・保守および管理
8. 前各号に附帯する特許権その他の工業所有権ならびにノウハウの販売・リース・レンタル・斡旋・仲介および管理
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により予め取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。

② 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、当会社の他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ④ 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、予め取締役会において定めた取締役が招集し、その議長となる。

- ② 当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

(社長および役付執行役員等)

第31条 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長1名を定める。

② 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第35条 当社は、毎年12月31日を基準日として、株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第36条 当社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第1条 2017年3月30日開催の第54期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の取締役会による免除および社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところ

ろによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- ③ 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。